

京都市 平成22年度 電気自動車の共同利用 (EVカーシェアリング) 事業

今話題の電気自動車 (EV) を
体験してみませんか？

既に多くの方に
御利用いただいで
います。

無料



京都市では、低炭素社会と公害のない社会の実現を目指して、次世代自動車の普及促進事業に取り組んでおり、その一環として、平成21年度から電気自動車のカーシェアリング事業を行っています。

平成22年度は、より多くの皆様に電気自動車を利用いただけるよう貸出場所を定期的に移動させることとしています。

是非、この機会に環境にやさしい電気自動車を体験してみてください。

- ◎ 期 間：平成23年3月27日（日）まで
(平成22年12月30日～平成23年1月3日を除く、毎日)
- ◎ 貸出時間：半日単位（午前8時30分～正午、午後2時～午後7時）
- ◎ 対 象 者：普通自動車免許をお持ちの方
- ◎ 利用料金：無料
- ◎ 貸出回数：最大10回まで（半日を1回として）

※ 貸出ステーション、お申し込み&御利用方法については、2ページ目を御覧ください。

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| ●京都市平成22年度電気自動車の共同利用（EVカーシェアリング）事業 | 1 |
| ●京エコドライブ宣言HPで「E1グランプリ」の利用を開始しています | 2 |
| ●トイレの水洗化を考えておられる皆様へ | 3 |
| ●京都市における大気、水質等環境調査結果（平成21年度） | 4 |
| ●京都市における公害苦情の状況（平成21年度） | 10 |
| ●京都市におけるダイオキシン類調査結果（平成21年度） | 12 |

カーシェアリング貸出ステーション及び台数

| | | |
|--|------------|---|
| GSパーク西桂有栖川 | タイムズ西ノ京佐井通 | 京都市御池地下駐車場 |
| | | |
| 1台 | 2台 | 2台 |
| <p>平成22年12月1日(水)から 平成23年3月27日(日)までの間、毎日貸出 (平成22年12月30日～平成23年1月3日を除く)</p> | | <p>土曜・日曜・祝日のみ [平成23年3月27日(日)まで]</p> |

カーシェアリングお申込み&御利用方法

STEP1 Web・電話で利用登録！予約用のIDとパスワードを取得！

- インターネットからの利用登録 **推奨**
<http://windcar.jp/kyotocity/entry.html> から登録フォームに入力。IDとパスワードの発行が電話受付よりも早くできます。※IDとパスワード発行には数日を要します。
- 電話での利用登録 ウインド・カー（株）コールセンター
 電話番号：045-263-9138 受付時間：9:30～18:00（土日祝定休）

STEP2 利用説明を受けていただき、その場でICカードを登録！

定期的開催される説明会に参加、または市役所窓口（下記参照）で利用方法や注意事項の説明を受けます。その際、利用に必要なICカードを登録します。

※ 必ず運転免許書をお持ちください。

説明会日程 インターネット <http://windcar.jp/kyotocity/setsumeikai.html>

電話で問い合わせ 045-263-9138（9:30～18:00土日祝定休）

市役所窓口 京都市環境政策局環境管理課（中京区柳馬場通御池下る 京都朝日ビル4F）

電話で問い合わせ 075-213-0930（平日8:45～12:00, 13:00～17:30）

STEP3 予約を入れて、カーシェアリングを利用！

みやこ

京エコドライブ宣言HPで「E1グランプリ」の利用を開始しています！

運転時のエコドライブに対する意識を高め、より一層のエコドライブの実践に繋げていただくことを目的に、パソコン上で参加者同士が自動車等の燃費を競い合うものです。

「E1グランプリ」の参加には、京エコドライブ宣言を行い、電子メールを登録する必要があります。

ぜひ、京エコドライブ宣言を行い、「E1グランプリ」を御利用ください。

京エコドライブ宣言HPのURL：<http://miyako-ecodrivers.net/>

（問い合わせ 環境政策局環境企画部環境管理課 TEL 075-213-0930）



トイレの水洗化を考慮しておられる皆様へ

京都市では、下水道整備区域外及び農業集落排水事業区域外での生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所や風呂等の生活排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の設置を促進しています。

浄化槽によるトイレの水洗化をされる場合、「**浄化槽設置の補助金交付制度**」がありますので、是非、御利用ください。

なお、平成20年度から、**補助率を約40%から50%へ**増加して交付しています。

補助金交付制度の対象となる方

居住を目的とした、専用住宅又は事務所等を兼ねた併用住宅に浄化槽を設置される方（個人に限る）。ただし、補助金の交付手続前に浄化槽の設置工事を始められた方は、補助金交付制度の対象とはなりません。

なお、平成21年度からは、一つの浄化槽を2軒以上の住宅（複数戸）が共同利用する場合も補助金交付制度の対象となっています。

補助金の額

補助金の額は、

| 人 槽 区 分 | 補 助 金 の 額 |
|-----------|------------|
| 5人槽 | 415,000円 |
| 6 ～ 7人槽 | 518,000円 |
| 8 ～ 10人槽 | 685,000円 |
| 11 ～ 20人槽 | 1,174,000円 |
| 21 ～ 30人槽 | 1,840,000円 |

※国が示す標準設置額は、年度により改定されることがあります。

※11人槽以上は、複数戸が共同利用する場合にのみ補助金交付制度の対象となります。

※水洗化用便器の取替工事や浄化槽本体部までの配管工事の費用は補助金交付制度の対象外です。

設置後、浄化槽を良好に稼働させるため、浄化槽法に基づく次の検査や点検を受ける必要があります。

- ア 法定検査（毎年1回）
- イ 保守点検（毎年3回以上）※ 21人槽以上の場合は毎年4回以上
- ウ 清掃（毎年1回以上）

（お問い合わせ：環境政策局環境企画部環境指導課 TEL 075-213-0928）

京都市における大気、水質等環境調査結果 (平成21年度)

京都市では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき大気、水質（河川、地下水）、自動車騒音等の環境調査を行い、その状況を把握しています。この度、平成21年度の調査結果を取りまとめました。

1 大気に係る環境調査結果

本市では、大気汚染防止法第22条に基づき、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の物質について大気汚染状況の常時監視を行っています。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質について、調査を行っています。

(1) 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視結果

大気汚染に係る環境基準及び京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）が定められている、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び光化学オキシダントについて、市内の一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）10局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）6局において大気汚染常時監視を行っています。

図1 大気汚染常時監視地点



ア 結果概要

二酸化硫黄（SO₂）

一般局のうち北局を除く9局と自排局桂局の計10局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準ともに達成しています。

二酸化窒素（NO₂）

一般局全局と自排局全局の計16局で測定を行った結果、環境基準については、全局で達成しています。市保全基準（当分の間の基準）については、一般局全局と、自排局のうち南局、大宮局及び山科局を除く3局で達成しています。

浮遊粒子状物質（SPM）

一般局のうち北局を除く9局と自排局全局の計15局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準ともに達成しています。

一酸化炭素（CO）

自排局全局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準ともに達成しています。

光化学オキシダント（O_x）

一般局全局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準ともに超過しています。

光化学スモッグ注意報は3回発令されましたが、光化学スモッグによると思われる被害の届出はありませんでした。

なお、光化学オキシダントの達成状況は、全国的にも極めて低くなっています。

イ 経年変化

年平均値の経年変化については、二酸化硫黄及び二酸化窒素は減少傾向からやや横ばいであり、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については、ゆるやかな減少傾向がみられます。

表1 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の環境基準等達成状況（平成21年度）

| 種別 | 測定局名 | 二酸化硫黄 (SO ₂) | | | 二酸化窒素 (NO ₂) | | | | 浮遊粒子状物質 (SPM) | | 一酸化炭素 (CO) | | | 光化学オキシダント (O _x) | |
|-------|---------------------------|--|------------------|---|---|------------------|---------------------------------|-----------------------|---|------------------------|--|------------------|-----------------------|-----------------------------|------------------|
| | | 1日 平均値 (2%除外値) ppm | 達成 状況 | | 1日 平均値 (98%値) ppm | 達成状況 | | | 1日 平均値 (2%除外値) mg/m ³ | 達 成 状 況 | 1日 平均値 (2%除外値) ppm | 達成 状況 | | 1時間値 の最高値 ppm | 達 成 状 況 |
| | | | 環 境 基 準 | 市 保 全 基 準 | | 環 境 基 準 | 当 分 の 間 の 基 準 | 市 保 全 基 準 | | | | 環 境 基 準 | 市 保 全 基 準 | | |
| 一般局 | 市役所 | 0.007 | ○ | ○ | 0.031 | ○ | ○ | × | 0.040 | ○ | — | — | — | 0.143 | × |
| | 壬生 | 0.007 | ○ | ○ | 0.032 | ○ | ○ | × | 0.048 | ○ | — | — | — | 0.138 | × |
| | 南 | 0.009 | ○ | ○ | 0.039 | ○ | ○ | × | 0.041 | ○ | — | — | — | 0.139 | × |
| | 伏見 | 0.008 | ○ | ○ | 0.037 | ○ | ○ | × | 0.047 | ○ | — | — | — | 0.141 | × |
| | 山科 | 0.007 | ○ | ○ | 0.031 | ○ | ○ | × | 0.041 | ○ | — | — | — | 0.142 | × |
| | 左京 | 0.007 | ○ | ○ | 0.026 | ○ | ○ | × | 0.042 | ○ | — | — | — | 0.146 | × |
| | 西京 | 0.007 | ○ | ○ | 0.031 | ○ | ○ | × | 0.044 | ○ | — | — | — | 0.142 | × |
| | 久我 | 0.008 | ○ | ○ | 0.038 | ○ | ○ | × | 0.048 | ○ | — | — | — | 0.140 | × |
| | 北醍醐 | — | — | — | 0.027 | ○ | ○ | × | — | — | — | — | — | 0.136 | × |
| 自排局 | 南大宮* | — | — | — | 0.054 | ○ | × | × | 0.053 | ○ | 1.2 | ○ | ○ | — | — |
| | 山科 | — | — | — | 0.047 | ○ | × | × | 0.045 | ○ | 0.9 | ○ | ○ | — | — |
| | 上京 | — | — | — | 0.028 | ○ | ○ | × | 0.049 | ○ | 0.8 | ○ | ○ | — | — |
| | 西ノ京 | — | — | — | 0.032 | ○ | ○ | × | 0.045 | ○ | 0.9 | ○ | ○ | — | — |
| | 桂 | 0.007 | ○ | ○ | 0.029 | ○ | ○ | × | 0.048 | ○ | 0.8 | ○ | ○ | — | — |
| | 環境基準 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | | | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 | | | | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | | | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | |
| 市保全基準 | 1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること | | | 1時間値の1日平均値が0.02ppm以下、当分の間の基準は0.04ppm以下であること | | | | 環境基準と同じ | | 1時間値の1日平均値が5ppm以下であること | | | 環境基準と同じ | | |

注1 表中の「環境基準」とは国の環境基準、「市保全基準」とは京都市環境保全基準です。
注2 表中の一印は、測定を実施していないことを示します。
注3 表中の*印で示している自排局の大宮局は、阪急電鉄大宮駅施設整備事業に伴う移設のため、仮設局（平成21年4月1日から平成22年2月17日まで）での測定結果で評価しています。
注4 測定結果欄の1日平均値は、長期的評価による環境基準等達成評価の指標となる値（1日平均値の年間98%値又は年間2%除外値）です。二酸化硫黄については、環境基準は2%除外値で評価しますが、市保全基準は98%値で評価します。
注5 達成状況欄の○は達成、×は非達成を示します。
注6 SO₂、SPM、COは、環境基準を超える日が2日以上連続した場合にも非達成と評価します。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

本市では、有害大気汚染物質モニタリング調査を一般環境調査1地点、固定発生源周辺調査1地点及び沿道調査2地点の計4地点において行っています。

平成21年度の調査結果は環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、調査を行った全地点で環境基準を達成しています。

2 水質に係る環境調査結果

本市では、水質汚濁防止法第15条に基づき、河川及び地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っています。また、河川水質の環境ホルモン調査等も行っています。

(1) 河川水質常時監視結果

水質汚濁に係る環境基準が定められている、生活環境の保全に関する項目（以下「生活環境項目」という。）及び人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）について、水質常時監視（一部は、国土交通省が実施）を行っています。

ア 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

(ア) 結果概要

22河川42地点でpH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）等9項目について調査を行っています。

水質汚濁の代表的な指標であるBODについては、環境基準の水域類型があてはめられている13水域26地点すべての地点で環境基準を達成し、また、市保全基準の水域類型があてはめられている25水域37地点のうち山科川下流中野橋地点を除く24水域36地点で市保全基準を達成しています。

表2 水域類型別BODの環境基準及び市保全基準の達成状況

| 類型 | | 水域数* | 達成水域数 (達成率 (%)) | 測定 地点数 | 達成地点数 (達成率 (%)) |
|-------|----|------|--------------------|-----------|--------------------|
| 環境基準 | AA | 2 | 2 (100) | 2 | 2 (100) |
| | A | 5 | 5 (100) | 10 | 10 (100) |
| | B | 5 | 5 (100) | 12 | 12 (100) |
| | C | 1 | 1 (100) | 2 | 2 (100) |
| | 計 | 13 | 13 (100) | 26 | 26 (100) |
| 市保全基準 | AA | 3 | 3 (100) | 3 | 3 (100) |
| | A | 12 | 12 (100) | 19 | 19 (100) |
| | B | 7 | 7 (100) | 12 | 12 (100) |
| | C | 3 | 2 (67) | 3 | 2 (67) |
| | 計 | 25 | 24 (96) | 37 | 36 (97) |

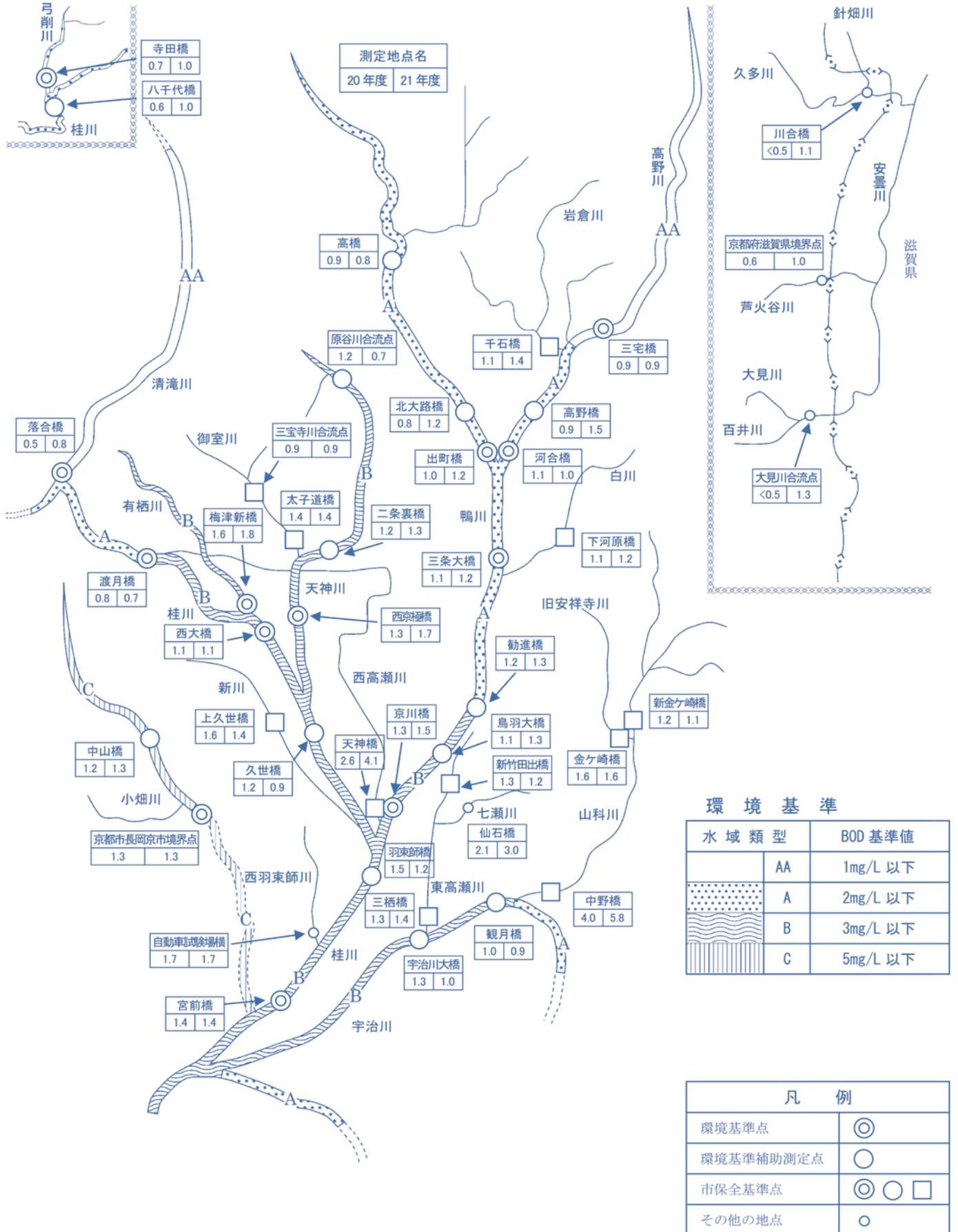
* 環境基準又は市保全基準の水域類型があてはめられている水域の数

イ 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

(ア) 結果概要

20河川38地点で、カドミウム、全シアン等25項目について調査を行いました。すべての地点で環境基準及び市保全基準を達成しています。

図2 BODの75%水質値（平成20年度，平成21年度対比 単位：mg/L）



(2) 河川上流域の水質調査結果

生活排水が河川水質に影響すると考えられる河川の上流域（公共下水道の整備されていない地域）について、9河川10地点で年2回、水質調査を行っています。

ア 結果概要

BODの年間平均値は、いずれの河川も1.0mg/L以下と良好な水質で、環境基準及び市保全基準の水域類型があてはめられている水域については、すべての地点で、BOD年間平均値は環境基準値及び市保全基準値を下回っています。

(3) 河川水質の環境ホルモン調査結果

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）による汚染状況を把握するため、市内河川でノニルフェノール等4物質について7河川11地点で調査を行っています。

ア 結果概要

5河川9地点では4物質とも検出されていません。2河川2地点では4-*t*-オクチルフェノールが検出されましたが予測無影響濃度（環境中の生物に対して有害な影響を及ぼさないと予想される濃度）以下の値でした。

(4) 地下水質常時監視結果

揮発性有機化合物、重金属・PCB等合計27項目について、地下水質常時監視を行っています。

平成21年度の調査としては、全体的な地下水質の概況を把握するための「概況調査」を12地点で、過去に汚染が確認された地点について継続的にその動向を把握するための「継続監視調査」を37地点で行いました。

ア 揮発性有機化合物に係る調査結果

テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物については、42地点10項目の調査を行い、テトラクロロエチレンが継続監視調査の2地点で環境基準を超過しています。

イ 重金属等に係る調査結果

カドミウム、鉛等の重金属9項目については、3～18地点で調査を行い、^ひ砒素が継続監視調査の3地点で環境基準を超過しています。

ウ その他の項目に係る調査結果

PCB、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については12～15地点で、農薬類である1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては1地点で調査を行い、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにふっ素がそれぞれ継続監視調査における1地点で、環境基準を超過しています。

表3 地下水質調査項目及び地点数

() 内は環境基準超過地点数

| 項目 | | 項目数 | 概況調査 | 継続監視調査 | 地点数合計 | |
|--------|---------------|------------|------|--------|--------|-------|
| 環境基準項目 | 揮発性有機化合物 | テトラクロロエチレン | 1 | 12 | 30(2) | 42(2) |
| | | 他の揮発性有機化合物 | 9 | 12 | 30 | 42 |
| | 重金属・PCB | 砒素 | 1 | 12 | 6(3) | 18(3) |
| | | 他の重金属・PCB | 7 | 12 | | 12 |
| | 農薬類 4項目 | | 4 | 1 | | 1 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | | 1 | 12 | 3(1) | 15(1) |
| | ふっ素 | | 1 | 12 | 1(1) | 13(1) |
| | ほう素 | | 1 | 12 | | 12 |
| 要監視項目 | | 2 | 3 | | 3 | |
| 合計 | | 27 | 12 | 37(6) | 49(6)※ | |

※ 1地点は砒素とふっ素の両項目で環境基準を超過

3 ゴルフ場の使用農薬に係る水質調査結果

ゴルフ場で使用されている農薬の流出実態を把握するため、市内にある6ゴルフ場のうち、市内の公共用水域に排水が流出しない1ゴルフ場を除く5箇所のゴルフ場を対象として、排水口等7地点における水質調査を行っています。

(1) 結果概要

それぞれのゴルフ場で使用された農薬合計54種類について調査した結果、すべての地点で検出されていません。

4 自動車騒音に係る調査結果

本市では、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の常時監視を行っています。

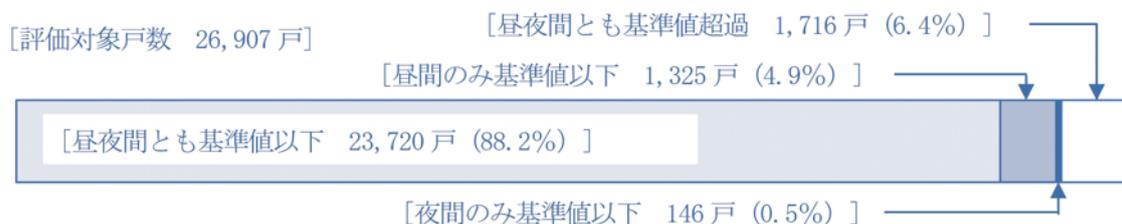
市内の国道、府道及び市道の主要道路40地点で騒音調査を実施し、その調査結果に基づき59評価区間について道路の両側50m以内の住居等を対象として、環境基準を達成している戸数及びその割合の把握を行っています。

なお、5年間で市内の評価対象区間全てにおいて調査を実施するよう測定箇所を選定し、調査を実施しています。

(1) 結果概要

環境基準の達成状況は評価対象の26,907戸のうち、昼間（午前6時から午後10時）及び夜間（午後10時から翌日の午前6時）とも環境基準を達成しているのは、23,720戸（88.2%）で、昼夜間とも環境基準を超過しているのは、1,716戸（6.4%）です。

図3 環境基準達成状況



(お問い合わせ：環境政策局環境企画部環境指導課 TEL 075-213-0928)

京都市における公害苦情の状況 (平成21年度)

京都市では、市民の皆様からの公害に関する苦情のお申し出について、環境共生センター（平成21年度までは区役所保健部衛生課公害担当）が窓口となり、発生源に対する立入調査や指導を行うとともに、各関係機関との連携のもと、早期解決に向けて取り組んでいます。

この度、平成21年度に本市で受け付けた公害苦情の状況について取りまとめました。

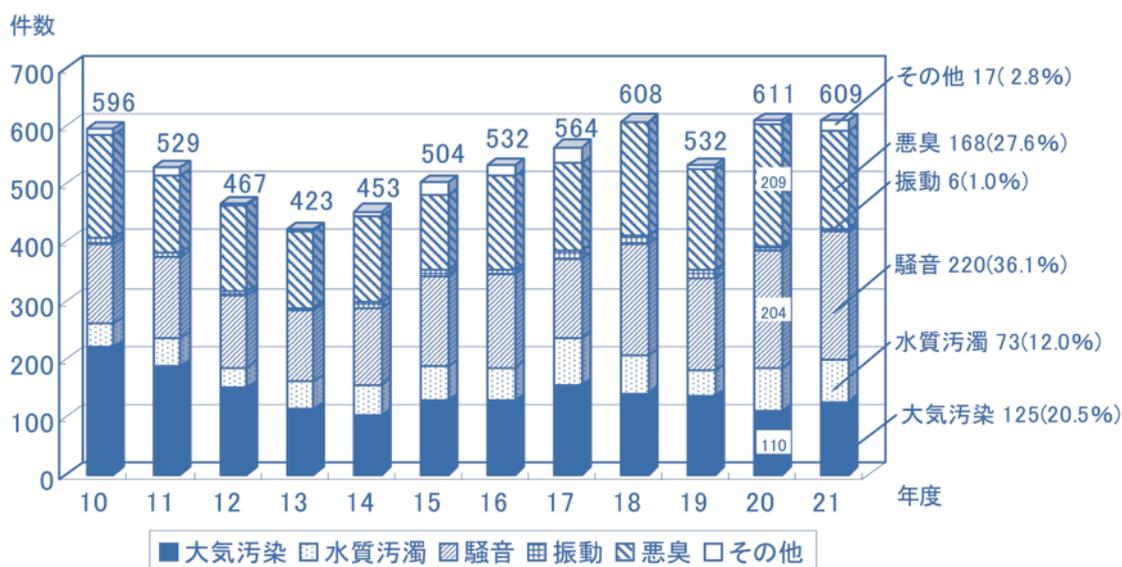
1 公害の種類別苦情件数とその推移

平成21年度に本市で受け付けた公害苦情の件数は609件で、平成20年度の611件とほぼ同数となっています。公害苦情件数は、平成14年度以降増加傾向にあり、平成19年度には一旦減少していますが、近年は年間600件前後で推移しています。

公害の種類別にみると、騒音が220件（全公害苦情件数の36.1%）と最も多く、次いで悪臭が168件（同27.6%）、大気汚染が125件（同20.5%）などとなっており、騒音及び悪臭で全体の63.7%を占めています。なお、土壌汚染及び地盤沈下に関する苦情はありませんでした。

近年の公害苦情は、人口の密集化や生活様式の多様化により、生活騒音を含む近隣者間の苦情が増える傾向にあります。

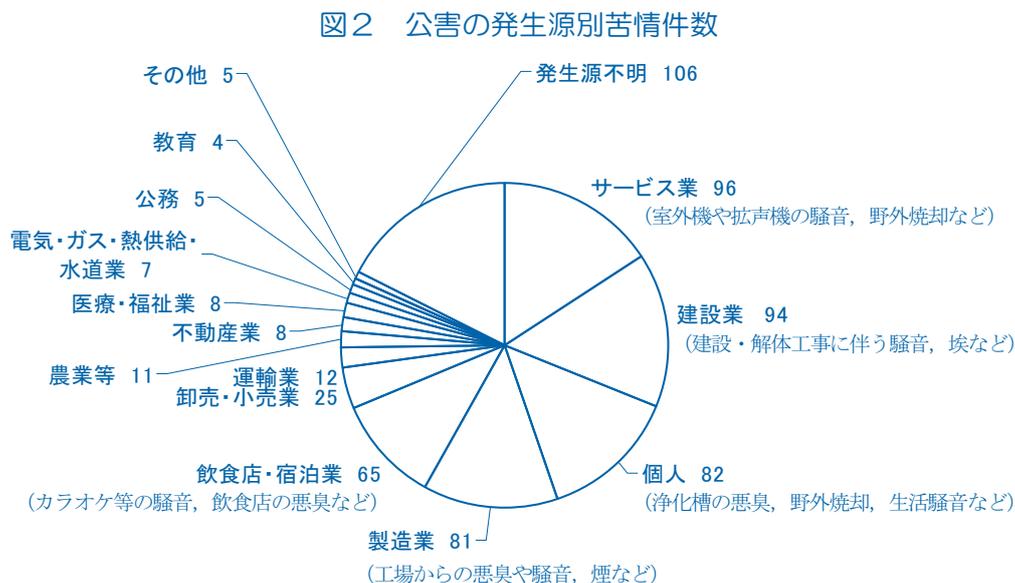
図1 公害の種類別苦情件数とその推移



※その他とは、土壌汚染及び地盤沈下並びに典型7公害以外の苦情です。

2 公害の発生源別苦情件数

公害の発生源別の苦情件数をみると、サービス業が96件（全公害苦情件数の15.8%）と最も多く、次いで建設業が94件（同15.4%）、個人によるものが82件（同13.5%）などとなっています。



3 行政区別苦情件数

行政区別の苦情件数をみると、伏見区が最も多く142件（全公害苦情件数の23.3%）、次いで右京区92件（同15.1%）、左京区82件（同13.5%）、南区55件（同9.0%）などとなっています。



4 公害苦情の解決率

平成21年度の全公害苦情件数609件のうち、平成21年度内に解決した苦情件数は504件で、その解決率は83%となっています。また、未解決105件のうち、平成22年9月30日時点で91件が解決しており、残りの14件についても引き続き解決に向け、処理にあたっています。

（お問い合わせ：環境政策局環境企画部環境指導課 TEL 075-213-0928）

京都市におけるダイオキシン類調査結果 (平成21年度)

京都市では、一般環境中（大気、河川水質、河川底質、地下水及び土壌）のダイオキシン類調査を実施しています。

1 大気調査

市内9地点で年4回調査を行った結果、すべての地点において大気に係る環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を達成しています。

2 河川水質及び底質調査

市内13地点で河川水質は年2回、河川底質（川底の泥や砂）は年1回調査を行った結果、すべての地点において水質に係る環境基準（1pg-TEQ/L以下）及び底質に係る環境基準（150pg-TEQ/g以下）を達成しています。

3 地下水調査

市内10地点で年1回調査を行った結果、すべての地点において水質に係る環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成しています。

4 土壌調査

市内14地点で年1回調査を行った結果、すべての地点において土壌に係る環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を達成しています。

表1 一般環境調査結果

| 項目（単位） | 地点数 | ダイオキシン類濃度 | | 環境基準 |
|----------------------------|-----|-----------|----------------|-------|
| | | 平均値 | 濃度範囲 | |
| 大気（pg-TEQ/m ³ ） | 9 | 0.019 | 0.0088 ～ 0.062 | 0.6 |
| 河川水質（pg-TEQ/L） | 13 | 0.077 | 0.038 ～ 0.28 | 1 |
| 河川底質（pg-TEQ/g） | 13 | 1.1 | 0.12 ～ 2.2 | 150 |
| 地下水（pg-TEQ/L） | 10 | 0.042 | 0.037 ～ 0.061 | 1 |
| 土壌（pg-TEQ/g） | 14 | 2.3 | 0.0057 ～ 7.3 | 1,000 |

（お問い合わせ：環境政策局環境企画部環境指導課 TEL 075-213-0928）

発行 京都市環境政策局環境企画部環境管理課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4F

TEL. 075-213-0930 FAX. 075-213-0922

URL：<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/>

京都市環境情報のバックナンバーは、以下のアドレスから御覧になれます。

URL：http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/jo_ho/jo_ho.html

京都市印刷番号 第223181号

